

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求上告事件
国側当事者・国

平成22年1月26日棄却・確定

(第一審・山形地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年1月15日判決、本資料258号-1・順号10859)

(控訴審・仙台高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年8月28日判決、本資料258号-153・順号11011)

決 定

上告人	甲
同訴訟代理人弁護士	長岡 壽一
被上告人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	西川 英之

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成22年1月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖
裁判官 堀籠 幸男
裁判官 那須 弘平
裁判官 田原 睦夫
裁判官 近藤 崇晴